

労使一体となつて
グローバル競争に打ち勝つ

経営労働政策委員会報告 2011年版

従業員の心身の健康への配慮

安全に働ける環境を整えることは経営者の責務であり、従業員の安全や健康の確保のために十分な配慮が求められている。一方、健康管理はセルフケアが基本であり、従業員に自己管理を促す取り組みが大変重要である。従業員が日常生活において規則正しく健康的な生活を送るように努めることが大切であり、双方が相まって個人の健康の保持増進が図れることになる。

近年はメンタルヘルスの確保が課題となっており、企業としても労務管理上の対策を講じる必要性が増している。特に職場でのキーパーソンである管理職は、部下の能力や業務の負荷を適切に把握し、仕事の役割分担の明確化を図るなど、的確に就業管理を進めることが望まれる。そして、普段から職場内のコミュニケーションを充実させ、メンタルヘルス不調の兆候を発見できるよう心がけ、勤務状況や日々の言動、みだしなみなどに変化があった場合は、それを見逃さないことが肝要である。

また、メンタルヘルス不調者の職場復帰にあたっては、主治医の意見を聞くとともに、産業保健スタッフや人事労務管理スタッフ、職場の管理職などと相談したうえで、その可否の判断などを行うことが必要である。その際、早期復帰にこだわらず、再発・増悪防止に留意しつつ、職場の実態に即した対応をとることが重要となる。